

## 旭川ターミナルホテル 宴会約款

旭川ターミナルホテル（以下「ホテル」と称します）では、ご宴会・催し物及び結婚披露宴等（以下「宴会等」と称します）に伴うレストラン及び宴会場等（以下「宴会場等」と称します）のご利用に関して、次の通り定めておりますので予めご了承くださいませようお願い申し上げます。この規程に定めのない事項につきましては、法令または一般的に確立された慣習によるものとさせていただきます。

### 1. 予約の成立

宴会等の申込をいただく場合は、ホテル側が応諾の意思表示をしたときをもって予約（契約）の成立とさせていただきます。

### 2. 内金

宴会等のご予約時に、内金をお支払いいただく場合がございます。内金の金額は、宴会等のお見積総額に基づき、ホテルより提示させていただきます。

### 3. 宴会時間と追加料金

宴会場等のご使用開始から終了までの契約時間（以下「宴会時間」と称します）は、所定の室料をお支払いいただきます。準備時間と撤去時間の合計が1時間を超えた場合、または宴会時間を超過した場合には、所定の追加料金をお支払いいただきます。ただし、次の宴会使用時刻との関連によりご使用時間の超過に応じられない場合もございますので、予めご了承ください。

### 4. 有料人数の確認

料理などの用意が必要な人数（以下「有料人数」と称します）を、宴会等の開催日の2日前午後5時までにホテル係員にご通知ください。それ以降は全て手配が完了しておりますので、宴会等の当日出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合であっても、有料人数分の料金をお支払いいただきます。

### 5. 取消料

既にご契約をいただいている宴会等をお取り消しされる場合は、下記の通り取消料を頂戴いたします。

宴会等ご利用日の	取消料
60日前まで	宴会場等室料の50%
30日前まで	宴会場等室料の全額
14日前まで	宴会場等室料の全額+料理・飲物・装花等の見積額の30%
7日前まで	宴会場等室料の全額+料理・飲物・装花等の見積額の50%
2日前まで	宴会場等室料の全額+料理・飲物・装花等の見積額の80%
前日から当日	宴会場等室料の全額+料理・飲物・装花等の見積額の全額

当該契約に基づきホテルが外部に手配済みの発注物につきましては、解約日の如何に関わらずその全額をお支払いいただきます。

### 6. 装飾・余興などの手配

宴会等に関連する装飾、音楽、余興及びバンケットホステス等につきましては、ホテルより指定取引先に手配させていただきます。お客様がホテル指定取引先以外に直接ご依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため、事前にホテルにご連絡の上ご手配ください。

### 7. 直接ご依頼の取引先に対するご指示

ホテルの了解のもとお客様が直接依頼された取引先が行う宴会等に関する装飾・余興等の機器及び材料の搬入・搬出または看板などのサイズ、その取り付け方法の決定、或いは設置場所などにつきましては、ホテルのルールのもとに実施していただくようその取引先に対して指示する場合がございます。

### 8. 損害賠償

お客様（お客様側全ての関係者を含みます）及びお客様が直接ご依頼された取引先の皆様は、ホテルの施設・什器備品等を破損したり、損傷したりしないよう十分ご注意ください。もし、施設・什器備品等に損害・損傷が生じた場合は、ホテルの指示に基づき、お客様のご負担にて速やかに修理いただくか、またはその賠償金額をご負担いただきます。

### 9. 荷物または携行品の保管

- （1）お客様のお手荷物・携行品等はクロークにお預け願います。ただし、貴重品はお客様ご自身が責任を持って管理願います。クローク以外において生じた滅失等の損害につきましては、ホテルの過失が認められない限り一切の責任は負いかねますので、ご了承ください。
- （2）お客様の荷物が事前にホテルに到着した場合は、その到着前にホテルが了解した場合に限り、責任をもって保管し当日お渡しいたします。

### 10. 宴会等ご利用契約締結の拒否及び解除

ホテルは、次に掲げる場合において、宴会等ご利用契約の締結に応じないものとします。既にご契約いただいた場合は、契約を解除するものとします。

- （1）宴会等に出席するお客様の中に次の事由に該当する者がいる場合
  - ・ 暴力団、暴力団員、暴力関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
  - ・ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
  - ・ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき
- （2）ホテルの他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- （3）ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合
- （4）宴会等に出席するお客様が法令または公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると判断した場合、またはこの約款に違反された場合

### 11. 禁止事項

次に掲げる事項につきましては、禁止させていただきますのでご遠慮ください。

- （1）犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類などの持ち込み
- （2）発火または引火性の物品の持ち込み
- （3）悪臭を発する物の持ち込み
- （4）とばく等風紀を乱す行為または他のお客様の迷惑になるような言動
- （5）備品等の移動
- （6）使用目的以外でのご利用
- （7）その他法令で禁じられている行為

上記の定めに関わらず、身体障がい者補助犬法に定める盲導犬・介助犬・聴導犬の同伴は可能です。